

## 令和5年第3回 定例総会議事録

1 日時 令和5年3月22日(水) 15時00分～16時30分

2 開催場所 公会堂さんさん館3階第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員 (19名)

1番:山本 達也、4番:富沢 和浩、5番:富澤 伸一、6番:石井 辰男、7番:吉野 弘司、  
8番:小林 義明、9番:井上 洋介、10番:海老澤誠一、11番:峯岸 博、  
12番:藤沼 良典、14番:海老沢 洋、15番:根岸 稔、16番:大野 良昭、  
17番:加藤 篤司、18番:石井 健、19番:浅野 文雄、20番:野村 文和  
※欠席 2番:清水 章、3番:江田 早苗、13番:小林 俊之

(2) 事務局

事務局長:塚本 亮、事務局長補佐:川田 日出夫、事務局:山下 太郎

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和5年第3回農業委員会定例総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症については、引き続き、基本的な感染防止策の徹底及び感染を広げないための行動等が求められていることから、本日の定例総会についても、従来のとおり、マスク着用と着席のままの発言での進行をお願いいたします。

本日は農業委員19名中、18名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和5年第2回の定例総会会議録については、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、根岸会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。8番:小林委員と、9番:井上委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案第7号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明(2件)～

議長 議案第7号1の現況確認について、担当の8番：小林委員よりご説明願います。

8番：小林委員 3月19日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。被相続人は生前より植木生産をされていました。生前は一生懸命農業をされていたため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第7号の2は、委員の案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、当該委員が一時退席するので、ここで、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。議案第7号2の現況確認について、担当の5番：富澤委員よりご説明願います。

5番：富澤委員 3月2日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。被相続人は生前、夏はきゅうり、トマト、ナス、秋はブロッコリー、カリフラワーを栽培しておりましたが、体調が悪くなられてからは都市農地貸借円滑化法に基づく貸借をされていました。被相続人は当該農地にて一生懸命農業をされ、また、貸借を開始したのちも農地の見回り等による従事をしていたため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長 会議を再開します。次に議案第8号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第8号の説明を事務局より願います。

～事務局説明（7件）～

議長 議案第8号の1は、私の案件であり「農業委員会等に関する法律」第31条（議事参与の制限）の規定により、一時退席いたします。ここで議長を会長職務代理者の小林 義明委員と交代しますので、暫時休息いたします。

～休憩～

議長（代理） 議長を交代いたしました。休憩前に引き続き会議を再開します。議案第8号の1の現況確認について、担当の5番：富澤委員よりご説明願います。

5番：富澤委員 3月2日、申請者立ち会いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。農地は3か所に分かれていて、一つ目の農地ではのらぼう、かき菜を栽培、二つ目の農地にはハウスが6棟設置されており、枝豆、こまつな、夏野菜の苗、アスパラガス、カブ、キャベツを栽培、三つ目の農地ではスティックブロッコリー、結球レタス、これからきゅうりを栽培す

る予定です。農地は適切に肥培管理されており、申請者より今後当該農地で営農していく意思を確認したため、証明しても問題ありません。

議長（代理） 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長（代理） 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで議長を交代しますので、暫時休憩します。

～休憩～

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。次の、議案第8号の2の現況確認について、担当の6番：石井委員ご説明願います。

6番：石井委員 3月13日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。ご自宅前の道を挟み、南側農地でブルーベリーを作付けしております。ご夫婦で栽培しており、時期になるともぎとり園として活用し販売をしています。農地は適切に肥培管理されており、申請者より終生当該農地で営農していく強い意思を確認したため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第8号の3の現況確認について、これも担当の6番：石井委員ご説明願います。

6番：石井委員 3月13日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。ご自宅の北側と道路を挟んだ南側の二手に分かれた住宅に囲まれた農地です。野菜を少量多品目で栽培しており、冬物野菜の残りが作付けされています。野菜の作間には柑橘類、柿等の果樹が有効的に作付けされています。庭先直売しており、残りは自家消費していますが、この地域は農地が少ないためぜひ直売に力を入れていきたいとの話をしました。農地の管理はご夫婦で適切にされており、申請者より終生当該農地で営農していく強い意思を確認したため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第8号の4の現況確認について、担当の7番：吉野委員ご説明願います。

7番：吉野委員 3月9日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。自宅南側の果樹園にはブドウ、ブルーベリー、キウイフルーツなどが多品種にわたり栽培されています。野菜畑にはほうれん草、ネギ、じゃがいもの植付、さといもが栽培されています。義理の弟の力を借りながら一生懸命肥培管理されています。今後においても申請者が終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認をしたため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第8号の5の現況確認は2つの地区に分かれています。はじめに私からご説明します。

15番：根岸委員 3月11日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。農地南側には玉ねぎが栽培されており、農地北側では令和5年4月以降に野菜体験農園を行う予定です。農地の所有者が今後変更される予定ですが、変更後も引き続き農地を管理していくことを確認したため、証明しても問題ありません。

議長 次に7番：吉野委員ご説明願います。

7番：吉野委員 3月10日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在地はランが30本程度、フウチソウが300本程度、サボテンが10本程度栽培されており、今後は球根の花芽などの鉢物の栽培を本格的に開始します。農地は適切に肥培管理されており、今後において申請者が終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認をしたため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第8号の6の現況確認も2つの地区に分かれています。はじめに7番：吉野委員からご説明願います。

7番：吉野委員 3月14日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、キウイフルーツの成木が6本程度栽培されています。冬季剪定、誘引もしっかりとされており、剪定の処理もこれから行う予定です。今後において申請者が終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認をしたため、証明しても問題ありません。

議長 次に9番：井上委員ご説明願います。

9番：井上委員 3月14日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。当該農地は3か所に分かれており、1つ目の農地では、一部果樹がありますが、あとは全体的に野菜を栽培しています。現在はジャガイモの作付けが終わっており、秋野菜の残渣と一部草がありました。これから作付けの準備をする予定とのことです。2つ目の農地では、キウイフルーツ、すもも、銀杏を栽培しています。三つ目は、栗が碁盤の目のようにきれいに栽培されています。また木が大きくなっているため、今年には木の剪定もする予定です。以上、該当農地は適切に管理されており、当日はご子息が一生懸命肥培管理されておりました。今後において申請者が家族と協力して当該農地の肥培管理を行うことの確認をしたため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第8号の7の現況確認について、担当の18番：石井委員ご説明願います。

18番：石井委員 3月14日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。畑の東西にビニールハウスがあり、プラグ苗を栽培しています。ハウスの北側はサツマイモの収穫が終わり、これから作物を栽培する予定です。ハウスの南側は菜の花、大根、キャベツを栽培しています。歩行箇所には防風シートが張っており、肥培管理をしっかりとしています。申請者が終生、当該農地の肥培管理を行うことの確認をしたため、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第9号「都市農地の賃借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」を議題とします。

この議案第9号の申請者は、私が関係する法人であるため、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、私が一時退席することになります。ここで議長を会長職務代理者の小林委員と交代いたしますので、暫時休憩いたします。

～休憩～

議長（代理） 議長を交代いたしました。休憩に引き続き、会議を再開します。議案第9号の説明を事務局お願いします。

～事務局説明（1件）～

議長（代理） 議案第9号の現況確認について、担当の10番：海老澤委員よりご説明願います。

10番：海老澤委員 3月13日、申請者である法人の代表取締役、農地所有者、及び法人の各役員立ち合いのもと、事業計画の内容のヒアリング及び現地確認を行いました。農地の広さは3,265㎡であり、使用貸借期間は令和5年4月5日から5年間を予定しています。申請者は当該農地で野菜の栽培及び地ビールの原料となる大麦を栽培する予定です。また農食連携として、保育園児、小中学生、子育て家庭、障がい者及び高齢者など地域の方々が参加できる体験農園事業を社会福祉法人の協力を得て、展開していく予定です。当該農地で栽培された野菜及び大麦は、出荷量のおおむね5割を市内で出荷する予定で、年間200日当該農地で耕作する予定です。また所有者に年間20日以上農地の見回りを行い、苦情等の相談にも対応することの確認をしました。申請者の法人は農作歴30年以上の経験豊富な農業者で構成されており、当該農地を貸借後も適切な農地管理を実施することが見込まれます。また同日に現地確認を行い、雑草もなく適切に管理されていることを確認しました。

議長（代理） 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長（代理） 挙手全員のため、本件事業計画を決定することにします。ここで暫時休憩します。

～休憩～

議長 休憩に引き続き、会議を再開します。次に議案第10号「生産緑地地区追加指定に係る農地等

の確認について」を議題とします。議案第10号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（2件）～

議長 議案第10号の1現況確認について、担当の7番：吉野委員ご説明願います。

7番：吉野委員 1月26日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地では銀杏の成木2本と栗が3本程度栽培されています。きれいに整備されており、生産緑地法第2条第1号に規定する農地として認めても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何か、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に議案第10号の2の現況確認について、担当の8番：小林委員よりご説明願います。

8番：小林委員 2月8日、申請者立ち合いのもと、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。もともと生産緑地でしたが、何かを実施しようと思ひ解除し、結局何もしなかったため、再度生産緑地に指定したいとの申し出です。申請者は肥培管理を行っているため、生産緑地法第2条第1号に規定する農地として認めても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件について、お諮りいたします。何、ご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、確認に賛成の方の挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、確認することに決定いたします。次に日程2の協議に入ります。協議1「令和5年度三鷹市農業委員会活動指針について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 協議1 「令和5年度三鷹市農業委員会活動指針について」説明

これまで策定していた「農業委員会活動計画」について、令和5年度以降は「農業委員会活動指針」として策定することとなった。これは従来の活動計画に、「生産緑地地区追加指定や都市農地の貸借の適切な運用等による農地の利用の最適化の推進」及び「遊休農地の発生防止」を追加した内容となっている。追加項目の詳細については前回総会で説明させていただいたとおりで、また上記2項の追加に伴い、各項の詳細もあわせて追加している。その他に、これまで農業委員会で行ってきた活動を要約して追加した。令和5年度三鷹市農業委員会活動指針について、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。何かご質問やご意見はありませんか。なければ事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 ～委員同意～

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定いたします。次に協議2「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 協議2 「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」説明

令和5年4月1日現在で、令和5年度最適化活動の目標を設定する。令和4年度版と比較し、農業委員数が19人に変更となった他は、変更なし。農地面積、農業者数などの基礎データについては、国や都の統計データを参照しており、令和5年4月1日時点での時点修

正はなし。

最適化活動の活動目標については、農業委員1人あたり、月に6枚（6日）となっており、「活動記録カード」へのこまめなご記載を引き続きお願いしたい。令和5年度最適化活動の目標の設定等について、ご協議いただきたい。

議長 説明が終わりました。何かご質問やご意見はありませんか。なければ事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 ～委員同意～

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定いたします。次に協議3「生産緑地のあっせんについて」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 協議3 「生産緑地のあっせんについて」説明

三鷹市から農業委員会あて、生産緑地のあっせん依頼があった。

4三都第927号 生産緑地地区指定番号 第324号

4三都第928号 生産緑地地区指定番号 第104号

4三都第929号 生産緑地地区指定番号 第64号

4三都第954号 生産緑地地区指定番号 第97号

農業委員から各担当地区の農業者に情報提供をしていただき、詳細な情報が必要な方がいる場合は農業委員会事務局へ。

農業委員会事務局への照会期限 4月12日（水）

議長 説明が終わりました。何かご質問やご意見はありませんか。なければ事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 ～委員同意～

議長 ご異議がなければ、提案のとおりといたします。次に日程3専決報告に入ります。専決報告1は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2件）～

議長 報告2の1の現況確認について、担当の7番：吉野委員よりご報告願います。

7番：吉野委員 2月20日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、当地は駐車場となっており、工事関係車両が5台程度駐車されていました。

議長 報告2の2の現況確認について、担当の5番：富澤委員よりご報告願います。

5番：富澤委員 2月21日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は道路でした。

議長 専決報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問などございますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（8件）～

議長 報告3の1及び報告3の2の現況確認については、私が担当ですのでご報告いたします。

15番：根岸委員 報告3の1は2月26日、報告3の2は3月11日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は報告3の1及び3の2ともに更地でした。

議長 報告3の3及び報告3の4の現況確認について、担当の6番：石井委員よりご報告願います。  
6番：石井委員 3月7日に現地確認を行いました。場所は案内図の通りです。現地は報告3の3及び報告3の4ともに駐車場でした。

議長 報告3の5及び報告3の6の現況確認について、担当の11番：峯岸委員より、続けてご報告願います。

11番：峯岸委員 3月8日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。報告3の5及び報告3の6ともに低木の植木が植えてありました。

議長 報告3の7及び報告3の8の現況確認について、担当の9番：井上委員より、続けてご報告願います。

9番：井上委員 報告3の7について、3月7日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。開発区画の看板が建っており15区画となっています。また他の農地に影響なしと確認しています。報告3の8について、3月15日、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。住宅に囲まれた更地でした。

議長 専決報告3の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問などはありますか。なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告4「登記官照会について」事務局より説明願います。

事務局 専決報告4 「登記官照会について」説明

照会件数7件 いずれも農地ではありませんでした。

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に、4部会報告に入ります。部会長報告願います。

各部会長

- 農政部会：なし
- 農地部会：なし
- 経営部会：なし
- 四季コン：3月22日時点で、応募件数が48件です。そのうち10件は応募者へ内容の確認のため、38件は確定となります。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

次に、日程5の事務報告に入ります。まず事務報告1について、事務局から説明願います。

事務局 事務報告1 「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録」推進要領について説明

「活動記録カード」は、総会でご報告いただく案件だけでなく、日常の農地の見回り活動についても、引き続きご記載をお願いしたい。目標は月6枚。皆様からご提出いただいた活動記録カードを事務局で人・月ごとに集計し、東京都等へ報告する。

議長 日々の見回りとして、ご自身の畑を見たついでに他の方の畑を見ていただければと思います。続きまして事務局より事務報告2の説明願います。

事務局 事務報告2 「農地に関するお願い・相談などについて」説明

～事務局説明（3件）～



議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。

次に6事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局（結果1）三鷹市農業委員会系統表彰等祝賀会の開催結果について

日 時：令和5年3月11日（土）17:00～19:00

会 場：吉祥寺エクセルホテル東急

内 容：令和2年度から令和4年度までの農業委員会系統顕彰・表彰受賞者の祝賀会

出席者：受賞者、農業委員、事務局 計37名

（結果2）東京都農業会議通常総会の開催結果について

日 時：令和5年3月16日（木）14:00～16:00

会 場：ホテルエミシア東京立川

内 容：令和5年度事業計画の設定について他

出席者：根岸会長、事務局長

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。

次に7事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局（予定1）JA東京むさし三鷹地区青壮年部令和5年度定期総会の開催及び創立60周年記念式典の挙行について

日 時：令和5年4月10日（木）13:00～

会 場：三鷹産業プラザ

出席者：根岸会長、事務局

（予定2）北多摩地農業委員会連合会理事会の開催について

日 時：令和5年4月11日（火）14:00～

会 場：清瀬市役所

内 容：令和4年度北多摩地区農業委員会連合会収支決算の審査結果について他

出席者：根岸会長、事務局

（予定3）東京むさし農業協同組合三鷹地区支部長会議の開催について

日 時：令和5年4月13日（木）16:00～

会 場：吉祥寺東急REIホテル

内 容：市、業務依頼について他

出席者：根岸会長、事務局

（予定4）東京むさし農業協同組合三鷹地区女性部定期総会の開催について

日 時：令和5年4月18日（火）13:30～

会 場：JA東京むさし三鷹支店

内 容：未定

出席者：根岸会長

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。

最後に8その他について、事務局よりお願いします。

- 事務局 (1) 令和5年第4回定例総会の開催について  
日 時：令和5年4月20日(木) 15:00～  
場 所：公会堂さんさん館3階 第1・2・3会議室
- (2) 北多摩地区農業委員会連合会50周年記念事業の開催について  
日 時：令和5年5月16日(火) 14:00～  
場 所：清瀬けやきホール
- 議長 説明が終わりました。その他ございませんか。  
以上で令和5年第3回定例総会を終了します。